

有償ボランティア事業について

【目的】 市民の多様な福祉ニーズに対応するため、地域住民同士の有償ボランティアを基盤とした互助体制を構築することで、地域福祉の充実を図る。

【概要】

- ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯等を対象に、日常生活のちょっとした困りごと（家具の移動、草むしり、軽易な除雪など）を、有償で援助する仕組みを構築する。
- ・ボランティア応援者は事前にボランティア事務局へ登録する。
- ・利用希望者はボランティア事務局へ申し込む。
- ・ボランティア事務局は両者のマッチングを行う。
- ・利用料金は３０分単位で３００円程度とし、チケット制を想定している。
- ・ボランティア事務局は委託事業として実施予定。

支援者	１８歳以上で、恵庭市内に在住、通勤、通学している方
利用者	恵庭市民の内、高齢者のみの世帯、障がい者世帯、子育て中の世帯、ひとり親世帯、介護中の世帯等

【検討の経緯】 公的資金で賄う介護保険制度には明確なルールがあり、介護保険制度では補えない市民ニーズが顕在化している。

そこで、現行制度で対応できない（除雪など）世帯への対応について、住民同士の互助による支援体制の導入を目指し、先行する自治体の情報集などを行った。

また、高齢化社会や人口の減少を見据えて、活動の継続を確保するため、有償のサービスとすることで担い手の確保を図る。

東恵庭憩の家と東恵庭会館の統合について

1. 背景

東恵庭憩の家は、平成元年に建築され31年が経過しており、屋上防水や給排水設備の劣化、更には外壁の亀裂やカビなど、今後、大規模な改修が必要な状態であります。

公共施設等総合管理計画における東恵庭憩の家の整備方針としては、地区会館などの集会施設へ機能集約を検討することとし、第1次プログラム後期5ヵ年（令和3～7年度）において集約することとしています。

2. 市の方針

市内部における協議の結果、東恵庭憩の家の機能を隣接する「東恵庭会館」（地区会館）の増築棟に統合する方針を決定しました。

統合先選定理由としては、東恵庭会館増築棟が東恵庭憩の家と同程度の規模であること、憩の家利用者である高齢者が使用する施設であるため、既存施設から離れた場所にならないようにしたいとの考えによるものです。



3. 東恵庭会館の利用状況

東恵庭会館増築棟については、平日14時以降は主に松恵子どもクラブが利用していますが、憩の家の利用者である東恵庭松恵クラブが利用する時間帯は概ね午前中であり、互いに利用時間帯が重複することは凡そなく、統合後も現状と変わらずに利用できる状況にあります。

4. 統合化に伴う会館改修

統合するにあたり、東恵庭会館を憩の家として利用しやすいよう、改修工事を行う予定で、改修にあたっては、東恵庭松恵クラブや松恵子どもクラブ等に要望をいただきながら、バリアフリー化工事など必要な工事を行います。

5. 協議経過及び今後の予定

平成30年度～令和元年度	東恵庭憩の家と東恵庭会館統合の方針決定
令和2年7月6日	東恵庭松恵クラブと協議（統合方針の説明）
令和2年7月16日	松恵子どもクラブと協議（同上）
令和2年9月14日	東恵庭松恵クラブと協議（統合に向けたアンケート調査実施）
令和2年11月17日	東恵庭松恵クラブと協議（アンケート調査結果及び改修メニュー案説明）
令和2年11月18日	松恵子どもクラブと協議（同上）
令和2年度中	各団体と具体的な改修メニューの協議・検討
令和3～4年度	会館改修工事実施・共用開始、憩の家用途廃止

成年後見制度利用促進基本計画の策定について

1. 計画策定の背景

平成 28 年 5 月、成年後見制度の利用促進を目指すため「成年後見制度利用促進法」が施行され、市町村においても「地域の基本計画」を定めるよう求められ、また、平成 29 年 3 月には、国の「成年後見制度利用促進基本計画」（以後、「国基本計画」という。）により、市町村計画に盛り込む内容が示されました。

本市においては、平成 28 年度に「恵庭市成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度の普及・啓発に取り組んで参りましたが、新たに「恵庭市成年後見制度利用促進基本計画」を策定することにより、成年後見制度の更なる普及と利用促進に努めるものであります。

2. 計画の目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を目指します。

3. 計画期間

令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年間とします。

4. 計画内容

「国基本計画」で示された内容を踏まえたうえで、次の機能を基本項目とします。

- ① 中核機関の整備・運営の方針
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の 4 つの機能の段階的・計画的な整備
 - ・ 広報機能
 - ・ 相談機能
 - ・ 成年後見制度利用促進機能
 - ・ 後見人支援機能
- ③ チーム・協議会の具体化の方針

5. 恵庭市地域福祉計画

成年後見制度を必要とする人は、他の福祉制度との関連が深いと考えられることから、福祉行政に関する総合的な計画であり、本年度見直しを行う「恵庭市地域福祉計画」に盛り込む形で計画を策定します。

事業者の新規指定及び指定更新について

介護保険法により、【居宅介護支援／介護予防支援／地域密着型サービス／介護予防・日常生活支援総合事業】に関する指定権限は市町村と規定されています。

下記事業者より、新規指定申請及び指定更新の申請がなされたことから、運営等の内容につきまして、介護保険法施行規則等による運営基準に基づき審査し、新規指定及び指定更新をしましたのでご報告を申し上げます。

【株式会社J・Kプレミアム から Jケア株式会社 への吸収合併】

「株式会社J・Kプレミアム(滋慶学園グループ)」は、恵庭市において、居宅介護支援、通所介護(通常規模)の事業をおこなっていましたが、令和2年12月31日をもって、同グループ企業である「Jケア株式会社」へ吸収合併することとなりました。

現在事業を運営している事業所については、令和3年1月1日をもって「Jケア株式会社」の運営となります。

※各事業所の事業所名称や従業員については変更なく、代表者のみの変更であり、吸収合併前後で事業所が実質的に継続して運営されることを確認しています。

【株式会社J・Kプレミアムが運営していた事業所】

- ・居宅介護支援事業所(居宅介護支援事業所プレサポ)
- ・通所介護事業所／通所介護相当サービス事業所(ラ・デュース文京デイサービスセンター)

<新規指定>

■指定居宅介護支援事業者

(NO.1) (居宅介護支援事業所 プレサポ)

指 定 年 月 日	令和3年1月1日
指 定 満 了 月	令和9年12月31日
事業者 法 人 名	Jケア株式会社
所 在 地	大阪府大阪市中央区島之内1-10-15 滋慶ビル
事業所 事 業 所 名	居宅介護支援事業所 プレサポ
所 在 地	恵庭市恵み野里美1丁目2番13号
事 業 名	居宅介護支援

■指定介護予防・日常生活支援総合事業者

(NO.1) (ラ・デュース文京デイサービスセンター)

指 定 年 月 日	令和3年1月1日
指 定 満 了 月	令和9年12月31日
事業者 法 人 名	Jケア株式会社
所 在 地	大阪府大阪市中央区島之内1-10-15 滋慶ビル
事業所 事 業 所 名	ラ・デュース文京デイサービスセンター
所 在 地	恵庭市文京町1丁目20-11
事 業 名	通所介護相当サービス

＜指定更新＞

■指定地域密着型サービス事業者

(NO.1) (グループホームすずらの家)

指 定 年 月 日	令和3年1月8日	
指 定 満 了 月	令和9年1月7日	
事業者	法 人 名	有限会社ケアソリューション
	所 在 地	恵庭市黄金北3丁目12-6
事業所	事 業 所 名	グループホームすずらの家
	所 在 地	恵庭市黄金北3丁目12-6
	事 業 名	(介護予防)認知症対応型共同生活介護

(NO.2) (グループホームだんらん)

指 定 年 月 日	令和3年1月28日	
指 定 満 了 月	令和9年1月27日	
事業者	法 人 名	株式会社恵み野介護サービス
	所 在 地	恵庭市有明町1丁目8番8号
事業所	事 業 所 名	グループホームだんらん
	所 在 地	恵庭市有明町1丁目8番8号
	事 業 名	(介護予防)認知症対応型共同生活介護

指定介護予防支援の一部委託について

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができますと定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

これまで指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託する際には、各指定介護予防支援事業所(各地域包括支援センター)から「任意様式」にて恵庭市へ届出されており、委託する内容や届け出る条件にばらつきがある状態でした。



このことから、要領と様式を制定し、提出条件の統一化や委託する内容の一元化を図りました。
(→委託する「個人」に対して報告するのではなく、委託する「事業所」に追加・変更がある際に本部会へ報告することとしました。)

【令和2年12月23日 現在での一部委託の状況】

指定介護予防支援の一部委託先事業者数		委託する内容(※)	委託する期間
恵庭市ひがし地域包括支援センター	21事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市みなみ地域包括支援センター	12事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市きた地域包括支援センター	7事業所	1～9	自動更新 有
恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター	8事業所	1～10	自動更新 有

(※)委託する内容

1	利用申込の受付
2	契約締結
3	介護予防支援のためのアセスメント
4	介護予防サービス計画原案の作成
5	サービス担当者会議の開催
6	介護予防サービス計画の交付(利用者、家族への説明及び同意を得ること)
7	サービス提供に係る連絡調整
8	モニタリング
9	計画の達成状況の評価
10	給付管理業務